日田市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時におけるブロック塀等の倒壊による人命被害を未然に防ぐとともに、災害時の救助活動及び避難経路の確保を図るため、通学路沿いの危険なブロック塀等の一部または全部の解体撤去(以下「除却」という。)を行う者に対して、予算の範囲内において日田市危険ブロック塀等除却事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、補助金の交付については、日田市補助金等交付規則(平成9年日田市規則36号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「ブロック塀等」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第62条の8の規定による補強コンクリートブロック造の塀、同施行令第61条の規定による組積造の塀(フェンスその他これらに類するものと混用の場合を含む。)をいう。
 - (2) 「通学路」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条の規定による道路その他 一般の交通の用に供する通路で、通学路として市長が認めるものをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助の対象となる者は、次条に規定するブロック塀等を本市に所有又は管理する者のうち、次 の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 過去に補助金の交付を受けたことがない者
 - (2) 暴力団員による不当は行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(補助対象ブロック塀等)

- 第4条 補助対象ブロック塀等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすブロック塀等であって、市長 が危険であると認めたものとする。
 - (1) 通学路に面しているもの。
 - (2) 高さが1メートル以上あるもの。
 - (3) 著しいひび割れ又は傾きが認められ、危険な状態にあるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、ブロック塀等が地震等の発生により倒壊のおそれがあり、かつ、通行人 等に対し危険であると市長が認めるもの。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」)は、補助対象ブロック塀等の除却に要する費用とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)とし、100,00円を限度とする。
- 3 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(補助対象ブロック塀等の判定)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめブロック塀等が補助対象ブロック塀等に該当するか否かの判定を受けなければならない。
- 2 前項の判定を受けようとする者は、事前調査申請書(様式第1号)にブロック塀等の位置図を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する申請があったときは、現地調査をした上、補助対象ブロック塀等に該当するか否かを判定し、その結果を補助金交付対象判定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 前条第3項の規定により補助対象ブロック塀等に該当する旨の判定を受け、補助金の交付を受けるとする者は、ブロック塀等の除却に係る工事に着手する前に、補助金交付申請書(様式第3号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。
 - (1) 補助対象ブロック塀等の位置、構造、長さ、高さ、道路幅員及び敷地境界線を記入した配置図
 - (2) 補助対象ブロック塀等の現在の状況がわかる写真
 - (3) 補助対象ブロック塀等の除却に係る見積書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

- 第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査した上、補助金交付の適否を決定し、補助金交付決定通知書(様式第4号)又は補助金不交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けたのち、工事に着手しなければならない。

(補助事業の変更申請)

- 第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の 内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書(様式第6号)に市長が必要と認める書類を 添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の承認をしたとき、補助金交付決定変更通知書(様式7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の取り止め申請)

第10条 交付決定者は、補助事業を取り止めようとするときは、取り止め申請書(様式第8号)に交付決定通知書を添付し市長に提出しなければならない。

(完了報告)

- 第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了報告書(様式第9号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助対象ブロック塀等の除却に係る工事費の領収書の写し
 - (2)補助対象ブロック塀等の除却に係る工事の写真(除却中及び除却後の状況が分かるもの)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第12条 市長は、前条に規定する報告があった場合は、その内容を審査し、及び補助対象ブロック塀等の除却の状況を確認し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第10号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

- 第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。
 - (1) この要綱及び補助金の交付の条件に違反したとき。
 - (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
 - (3) その他不正の行為があったとき。
 - (4) 第10条の申請があったとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。